

今月は、昨今新聞・雑誌を賑わせている **IFRS** と、平成 21 年度 **税制改正** による **税負担の軽減措置** をご紹介します。

国際会計基準の導入

1. そもそも国際会計基準とは？

国際会計基準審議会が設定・採用した会計基準で、正式には国際財務報告基準（IFRS:International Financial Reporting Standards）と呼ばれます。ちなみに、IFRS の読み方は、アイファース、イファース、アイエフアールエスなど。2002 年に米国の会計基準設定機関である米国財務会計基準審議会が会計基準の共通化で合意し（「ノーワーク合意」）、2005 年に EU が域内の上場企業 7,000 社に IFRS の適用を義務づけ、世界の会計基準になっていきました。

日本でも、こうした流れを受けて 2007 年 8 月に IFRS への共通化へと舵を切りました（「東京合意」）。すなわち、IFRS と日本基準との重要な差異を 2008 年までに、その他の項目は 2011 年 6 月までに解消することとされました。

また、各項目の共通化と平行し、2012 年を目処に IFRS を上場企業に適用するかどうかを金融庁が最終判断し、早ければ 2015 年にも強制適用となります。

2. 適用範囲

適用範囲及び適用時期をまとめると、以下のとおりです。

(1) 強制適用

強制適用対象…… 上場企業の連結財務諸表(1)

適用時期……… 2015 年または 2016 年（2012 年に決定する見込みです。）

(2) 任意適用

任意適用対象

上場企業の連結財務諸表（及びその上場子会社等の連結財務諸表）

適用要件（すべてを満たす必要あり）

- ・ 継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている
- ・ IFRS による財務報告について適切な体制を整備している
- ・ IFRS に基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示する
- ・ 国際的な財務活動または事業活動を行っている企業

適用時期……… 2010 年 3 月期から

IFRS 強制適用後の会社カテゴリー別の適用される会計基準は、以下のとおりです。

カテゴリー	会社数	< 連結 >	< 個別 >
上場企業	約 3,900 社	IFRS	日本基準(1)
金融商品取引法による開示企業	約 1,000 社	日本基準	
会社法上の大会社 (資本金 5 億円以上 or 負債総額 200 億円以上)	約 10,000 社	作成義務 なし	中小企業の会計に関する指針
上記以外の株式会社	約 2,500,000 社		

1: 上場企業の個別財務諸表へ IFRS を適用するか否かについては、会社法や税法との調整が必要となるため、2012 年を目処に検討するものとされております。

また、全上場企業に一律に適用するか、段階的に適用するかは改めて、検討・決定する予定です。

3. IFRS 適用による影響

IFRS が導入されると、従来適用していた収益費用の計上基準と異なることにより、業種によっては、従来と同様の会計基準と比較して、売上が半減する、利益が急増する、退職給付債務の積立不足を即時費用認識する、持合株式の益出しができなくなるなど、企業経営にも大きな影響を与えます。IFRS 適用の直接の対象は、上場企業に限られますが、取引相手である中堅・中小企業にも大きな影響を与える可能性があります。主要な影響については、以下のようなことが考えられます。

- 「包括利益」による利益の定義の変更 損益計算書が変わる
- のれんの償却が不要 利益が増える
- 開発費の資産計上 利益が増える
- 持合株式の売却益は純利益に含まれない 益出しができなくなる
- 売上計上基準が出荷から検収基準へ 売上、利益が減る
- 年金債務の積立不足、年金資産の運用損失を即時認識 利益が減る

減税！

1. 交際費課税(法人)
2. 贈与税(個人)
3. 研究開発費(法人・個人)

租税特別措置法の一部改正法が6月19日に成立し6月26日に公布、施行されました。今回のこの改正では最近の社会経済情勢を踏まえた景気浮揚策の一環として、法人税や贈与税等の負担軽減が図られています。

1. 中小企業に対する交際費課税の軽減がおこなわれました

資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下の法人(中小企業)については、平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、交際費の定額控除限度額が「400万円 600万円」に引き上げられました。

(平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます)



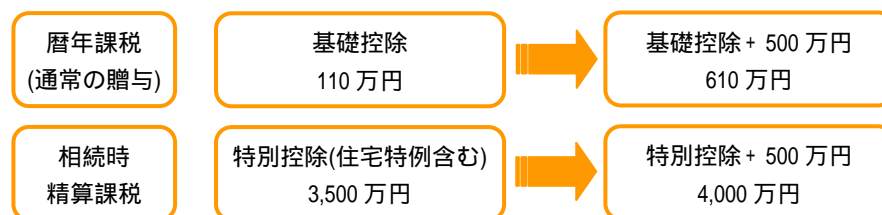
定額控除限度額に達するまでの交際費金額の90%を損金算入できます。

既に平成21年6月末に決算申告書を改正前の限度額で申告してしまっていて、今回の改正により税額が減少する(又は欠損金額が増える)場合には更正の請求をする必要があります。但しこの更正の請求がなかった場合にも職権による減額更正が行われるということです。(申告期限の延長を受けていて申告期限内に再提出する場合には訂正申告書を提出することになります)

なお税額が減少する場合には、地方税の申告書に関しても(税務署から更正結果の通知がなされる場合もありますが)別途更正の請求を行うことになります。

2. 住宅取得のための期間限定の贈与税の軽減がおこなわれました

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間()に、直系尊属(父母、祖父母など)から居住用の家屋取得等に充てるための金銭の贈与を受けた場合には、この期間()を通じて500万円までは贈与税が課されないことになりました。なお、この特例は「暦年課税の基礎控除」や「相続時精算課税の特別控除」と併せて使うことが出来るのが大きな魅力です。



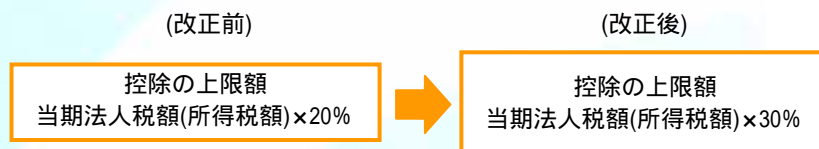
但し、贈与による住宅取得資金の全額を使って、その贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用家屋の新築等をして居住の用に供した場合(又は供することが確実と見込まれる場合)等の一定の要件を満たすことが必要です。

3. 研究開発税制の拡充がおこなわれました

青色申告法人が試験研究を行った場合の「試験研究費の総額に係る税額控除制度」等について、平成21、22年度に税額控除が出来る限度額が、その期の法人税額の20%から30%に引き上げられました。

(平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます)

また併せて、平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることが可能となりました。(なお所得税についても同様の措置が設けられています。)



しばらくお休みを頂いておりましたが、今月よりニュースレターを再スタート致します。今月は12月・1月合併号として発行し、2月からは毎月発行する予定となっております。

従来と同様、コンサルティング現場からの視点、あるいは法改正や世間の動向を見据えたトレンド情報等を掲載していきますので、是非業務にご活用下さい。宜しくお願い致します。

【ニュースレター編集委員会】三島・岡田・大谷・中村・牧野内・李蓮河・絹山

この内容についてのご意見・お問い合わせはこちらへ

Address: newsletter@miraic.jp